

松浦党、競って鎌倉御家人となる

平家の滅亡により天下は源氏に帰し、頼朝は鎌倉幕府を開くことになったが、新たに公領外の莊園に鎌倉御家人を主に地頭を置き、また、国守のほかには守護を置き、全国統一の制度を地方にもおよぼした。

勝った者と負けた者の違いがあるのが戦いの習いであるが、源氏の九州国人にたいする措置は寛大であったことは、さきに紹介した頼朝の範頼に与えた書簡や九州国人への下文で察知できるが、戦後処置もきわめて寛大で、平家に味方したもので降参すれば所領安堵がなされた。この措置によって松浦党の武士たちも平家時代とかわらぬ状態で、主なる武士は御家人となり鎌倉幕府体制に入っていた。頼朝時代、御家人になったのが明らかであるのは松浦武士としては、小値賀島地頭松浦十郎連・山代源六圍・下松浦松浦党清・披・知・津吉重平などがある。上松浦では石志至・佐志源次(扇)・神田三郎などがいた。

源平争乱期るとき一貫して源氏方として活躍した九州国人の一人に筑後国草野庄の草野経永とその子永平がいた。頼朝の召に応じ、摂津難波にいたり、京の情勢を随次頼朝に報じ協力した。平家滅亡後頼朝は草野父子の忠勤を賞して三千町の所領を授け、筑後国の守護に任じた。さらに子の永平(草野次郎大輔と称す)を文治二年(一一八六)十二月、肥前国松浦郡鏡社宮司職に補し、上松浦東郷を所領として与えた。

草野氏が得た上松浦東郷は鏡社の社領であった鏡庄に相当し、「草野庄」「菅野庄」とも呼ばれ、現在の七山・浜玉の町村全域と鏡地区・久里地区の旧松浦川右岸を占めていて、江戸時代の石高で、およそ二万五千石程度であった。この草野の所領は後裔に受け継がれ、天正十五年、豊臣秀吉の九州征伐のとき、草野鎮永が秀吉の不興を買い、所領没収で改易となるまで約四百年間、松浦郡の雄として活躍していた。

## 第三編 武家政治の昔

## 第一章 中世のころ

### 第一節 中世の概説

平安末期の源平の争いは源氏の勝利で終わりを告げ、武家政治の幕開けとなった。源頼朝は武家の棟梁として全国の武士を掌握し、政権を貴族の手から奪取して鎌倉幕府を開いた。

貴族政治の根幹をなしていた律令制の組織や荘園制度は形式的に残したが、実際の権限は幕府に直結する制度を設け、全国を支配した。地方制度で幕府政治の中核となったのは全国一律に設けられた守護、地頭で、守護、地頭には鎌倉御家人の武士たちが任せられ、幕府の威令は全国津々浦々にまで行き渡った。

この、鎌倉幕府も源氏は三代で姿を消し、幕府政治の実権は北条一族のものとなった。鎌倉幕府約百四十年の間、承久の変のとき王政復古の戦いもあったが、武士の力は王朝勢力に優り、武士が政治の実権を保ち続けたには変わりなかった。しかし、幕府内部の権力争いによる血なまぐさい戦いも絶えなかった。

この間、地方武士は御家人として実力をつけ、世襲の所領をもち、領主としての地位を確保していった。

鎌倉期最大の事件は文永、弘安の二度にわたる元寇で、幕府は国運をかけて戦いをいどみ、国難を切り抜けた

が、そのため長期にわたる幕府政治の欠陥が現われ、武士の不満が増長、幕府崩壊の因ともなった。いっぽう政権から遠ざけられた天皇を中心とする貴族たちは王朝政治の復古を望み、倒幕の道を探し求めた。武士たちの鎌倉幕府への不満と王朝貴族の倒幕運動が結びつき、鎌倉幕府は倒れ、後醍醐天皇の建武の中興となった。

この鎌倉時代、この松浦の地には平安末期に地盤を確立した一字諱いみなの松浦源氏が御家人としての地位を築き、一族は繁栄し、所領の拡大を図るとともに、水軍として海外にまでも進出していった。そして、元寇に当たっては「一生懸命」の武士の誇りをかかげ、身を以って元軍にあたり、武勲を立て、松浦党の武名は国内のみならず、海外にまで響きわたった。

後醍醐天皇の建武の中興は、武士にとっては必ずしも期待通りのものにはならなかった。この武士たちの不満をうまく利用して政権を目指したのが足利尊氏であった。尊氏の野望は王朝派の入れるところとならず、ここに天下は再び争乱の時代となった。南北朝時代である。

松浦の武士たちも中央の動向に従い、また九州諸豪族の勢力の伸縮に応じて、宮方、武家方と旗印をかかげて戦場をかけめぐった。ひとえに、中世武家の「一生懸命」（二生懸命）の所領保全のためであった。そのため松浦一族の多くは、南北朝期中のほとんどを武家方として行動したが、一族と分かれて宮方として別行動をとった武将もいて、一族同士で刃を向け合う事態さえおきていた。

この南北朝時代、松浦党武士団の力は大きく評価され、戦場では主戦力として戦い、そのため多くの死傷者を出し、後世の松浦党一族の消長に悪い影響を及ぼす因ともなっていた。

源平の争いに評価された松浦党一族の水軍力は鎌倉以後も威力を発揮したが、鎌倉後期からはその力を駆って

大陸へも進出し倭寇わことしても活躍していった。この行動は松浦一族の生存のためやむをえないものであったろうが、松浦沿岸が大陸進出の基地であったため、松浦党一族の直接行動とも思われぬ大陸侵寇しんこうも含めて、大倭寇の名さえ背負わされた松浦党水軍でもあった。

南北朝の統一が成り足利氏による室町幕府が成立しても、突発的な戦いは全国各地におきていて、必ずしも安定した時代とはいえなかった。応仁の乱を契機として世にいう戦国時代となり、戦乱は全国的に広まり、ほぼ百年間続いた。

弱肉強食、下克上の風潮は、さまざまな歴史的事件を繰り広げた。松浦地方の豪族たちもある時は戦い、ある時は和議しながら消長を繰りかえした。そのためか大友、竜造寺、島津などの戦国大名が九州にも出現するなかで、中世初期の形態を残したまま、戦国の終末を迎えていった。

盛時は四十八家あるいは五十二家と言われるほど繁栄した松浦党も戦国武将として生き残ったのはわずかに平戸の松浦と上松浦岸岳の波多氏のみであった。波多氏はやがて豊臣秀吉の一声でつぶされ姿を消していった。

源平戦・南北朝戦・戦国時代の争乱、あるいは蒙古軍来襲時の活躍。さらに八幡大菩薩はちまんだいぼさつの旗印をかかげ、大陸へ怒涛の進撃をした勇姿は今どこに。わずかに残された記録と口伝・伝承・遺物が当時を物語ってくれるにすぎない。少ない歴史資料の中にあつて松浦党の活躍はこの地方の中世を伝えるすばらしい証しであるともいえる。

## 第二節 鎌倉時代

### 第一項 鎌倉時代とは

源頼朝が平家を滅ぼし、征夷大將軍となつて鎌倉幕府を開いて（建久三年「一九二」から、後醍醐天皇による鎌倉幕府崩壊（元弘三年「一三三三」）までの百三十二年間を指す。

日本建国以来、天皇家を中心としたそれまでの政治が、このときから、武力を持つ武家の手に国の政治が握られることになったが、それは次に来る南北朝時代、室町時代、戦国時代、安土・桃山時代を経て、近世へと続き、明治新政府発足までの約六六十年間の武家政治最初の政治体制をつくつたものであった。

そしてこの時代には、対外的には最大の国難といわれた二度にわたる蒙古軍の来襲があり、また国内的には天皇と幕府との争いもたびたびあつていた。いっぽう民間においては親鸞・道元・日蓮・一遍などによる新興仏教の発生、方丈記・源平盛衰記・古今著聞集・徒然草などの著述物や、運慶・快慶などによる仏像彫刻などというように、各分野においての文化芸術が、花咲き競う活発な時代をもつていた時代でもあつた。

また松浦地方においては、いわゆる松浦党の面々が、源平戦に続いて南北朝動乱に、その存命をかけて戦乱の渦に身を投じていた時代、これはやがて倭寇として発展していく、松浦党人の姿でもあつた。

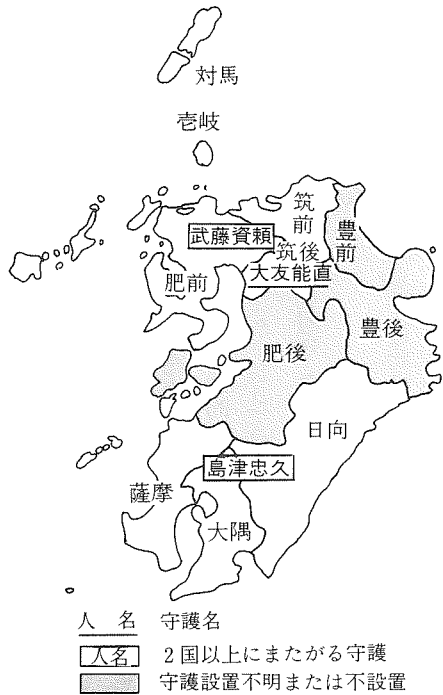
### 第二項 鎌倉上期の松浦諸家

頼朝、莊園に 鎌倉幕府が成立し、源頼朝が天下の覇権をにぎると、地方にいる武士たちにとつての最大の関心事は鎌倉の御家人となり、所領安堵を得ることであつた。元応元年（一三一九）ごろ成立した『沙汰未練書』には「御家人とは往昔開発領主となり、武家（將軍）の御下文を賜いたる人の事也。開

発領主とは根本私領也。又本領とも云。非御家人とは、その身侍なりと雖も、当役勤仕の地を知行せざる人の事也」と述べられている。

頼朝は文治元年（一一八五）守護、地頭の補任権を得て御家人の多くを補任し、御家人の所領を安堵させた。守護職は国単位でおかれるのが主で、謀反、殺害、大番役催促など軍事、警察、政治を司り、地頭職は所領内の所務、治安にあたるものとされ、このときから莊園などの私領にも置かれるようになった。しかも地頭の補任は、これまで国司、莊園の領家の私的な任免であつたが、このときから鎌倉幕府の直轄となり、

建仁3年(1203)ごろの守護の位置  
(日本史地図帳<山川出版>から)



御家人としての地位が保証されることになった。

関東の御家人の場合は総領が一門を代表して御家人になることが多かったが、九州の場合は小名地頭も御家人に加えられることが多かった。松浦党の武士たちがその例で、分家すれば本家とは別に御家人役を勤めることがあり、それが松浦武士を分裂多家化させることにもなった。

御家人は「いざ鎌倉」のときは軍務に従うことはいうまでもないが、西国の御家人の最大の奉公は十年に一度の京都大番役で、これは所領の大ききで引き連れる従者の数も定められており、財政的負担のかかるものであったが、御家人の証ともなっていた。

松浦の御家人 上松浦の御家人としては承元二年(一一〇八)正月四日の前豊前守(武藤資能)の覆勤状が『石志文書』にある。

「京都大番役を勤仕せしめ給い了んぬ。今は帰国せしめ給い候可き也。且うは此の旨を注進、関東に言上せしむ可く候也。恐々

正月四日

前豊前守(武藤資能) 在判

石志二郎(潔)殿

次に、『有浦文書』弘安二年(一一七九)十月八日付の関東下知状案の文中に

「而して去る寛元二年(一一四四)上洛の時、扇京都にて痲病仕りし刻などなど」

とあるが、これは弘安二年、佐志氏の佐志村地頭職の継承について佐志定と佐志勇の氏女源氏の訴訟の北条時宗の裁決状の一節である。これによると佐志扇も鎌倉御家人として京都大番役を勤めていたことが明らかである。さらに『吾妻鏡』建長二年(一一五〇)三月一日のくだりに、京都閑院殿造宮に際し、佐志源次・神田三郎が垣

形を勤仕している。佐志源次は佐志源二郎扇であると思われる。

注 垣形=築塀のこととみられる。

鎌倉上期、御家人にいかなる武士たちがいたかは、わずかに残る当時の資料と後世の後裔たちの文書と系譜による推定に頼るほかない。

『山代文書』に山代固の妻女(法阿弥陀仏)と固の先妻の娘(尼西阿)の相続権争いに関する一連の文書がある。これにより、鎌倉上中期に松浦地区に分布した松浦一族の分布を知ることができる。

この時の証人に次のような上松浦の武士がいた。(第二章第四節第七頃四「波多氏の初見は寛元二年」参照)

〔波多源三郎入道〕 『石志文書』によると、石志壹はいったん、嫡男二郎(石志潔)に波田・石志区・加部・土毛を譲る譲状を書いたが、死期が迫る承元二年(一一〇八)あらためて潔に石志・土毛・大杉内小野・相知嶺南野田畠を譲っているが所領中の岸岳・波田・加部が除かれている。

壹には『石志文書』によれば長男十郎名・山本四郎見・石志次郎(潔)ほかに三人の女子がいた。三人の女子についてはなんの記録もないが、潔への譲り状から消えた波田・加部は沽却(売り渡し)されたとも思われず、おそらく女達に分譲された可能性がよい。

前述したが、源大夫久の二男散位朝臣源(持)が波多を譲られ、所領した記録はなく、波多氏は石志の分流が創設した公算がよい。それで、前掲の『山代文書』の正嘉二年(一一五八)の文書に記される波多源三郎入道は、石志氏の流れとすれば、壹の死去した寛元二年(一一四四)から三十六年後の『山代文書』に波多姓があらわれていることになる。

『有浦文書』のなかには波多氏に関する関係文書が二十五通ほどある。その中に、明德四年(北朝年号)一一三九(三)

十一月日付の「松浦波多大和権守 祝息女源氏改謹言上状」がある。その一節に、

「右波多村以下所々に於ては、円光重代相伝の私領也。然る間子息勝相続せしめ、勝の手より孫女（彼岸久曾氏女の祖母、祝の母）に譲りを得訖んぬ。然りと雖も鎮西の動乱累年の折柄、下野守広（武勤等の父）残らず押妨せしむるの処、幸い御当代に逢い嘆き申すに依り、氏女、去る康暦元年（北朝年号「一三七九」）十月十四日、安堵の御下文に預り喜悅の眉を開くの時分、佐志壱岐守長天亡し以来暫く之を擱く所也。所詮先日御成敗の旨に任せ、重ねて早く嚴密の御裁許を蒙むらんと欲す。次に氏女の祖父披、父祝、伯父強御方に於て討死せしめ畢んぬ。仍て上聞其の隠れ無き者歎。忠勤又余人に準ぜられ難し。然れば早く早速の御沙汰を經られ、多年の愁鬱を宛達し、面目を播かんがため粗言上件の如し

明徳四年十一月 日

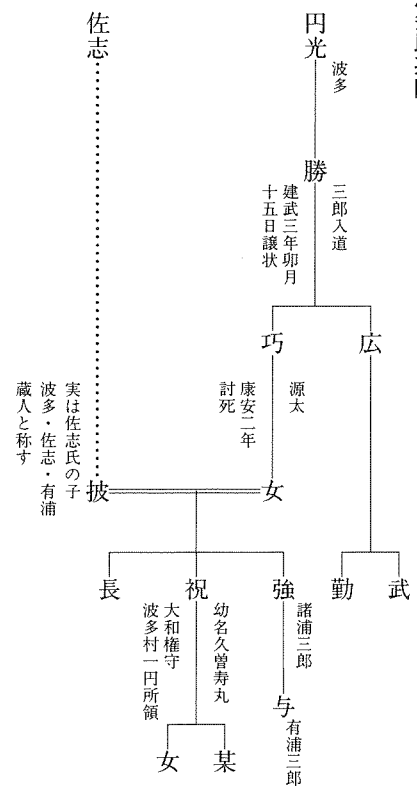
波多村相伝系図

円光—勝—巧—氏女—祝—氏女

源大夫久の二男持が波多氏の始祖であるなら必ず、相伝の状況を記さねばならぬはずにもかかわらず、上記の文書に述べられていないのは持が始祖として認められていなかったことを示すものと考えられる。また、波多氏は戦国期上松浦の雄として著名であるが、『松浦家世伝』系譜に波多氏の始祖は持としながらもその系脈は「持—親—勇」となし、その後は「此間凡そ百三十四年闕。嗣未詳承以重依其氏称」としていることは、後世の波多氏が必ずしも持流でないことを示している。

また、『有浦文書』康安二年（北朝年号、貞治元年「一三六二」）付の松浦波多久曾寿丸言上や永和三年（北朝年号「一三七七」）付の松浦波多藏人三郎祝言上などを加味して上記の波多村相伝系図を捕綴すると左のようになる。

波多氏系図



なお、『有浦文書』などにより戦国期に活躍した岸岳城主の波多氏は、波多祝と波多郷の所領を争った波多下野守広の末流であることが考えられている。

〔佐志源二郎扇〕 『有浦文書』に弘安二年（二二七九）十月八日付、肥前国御家人佐志四郎左衛門房の嫡孫熊太丸（定）と三男勇氏女源氏（字久曾）が松浦庄内佐志村地頭職を相論した文書がある。

文中に引用されている宝治三年（建長元年「一二四九」）五月十六日のくだりに「松浦東郷並に西郷庄内佐志村田島的事。右件の所領は扇重代相伝の私領也」とあり、正嘉三年（一二五九）五月十一日条に「肥前国松浦西郷庄内佐志村田島、牧・桑垣・船木山の事、右件の所領は房八代の相伝也」とある。（517ページ参照）

また、『有浦文書』の「注進松浦先祖代々末流次第事」（延応二年か）の佐志氏に関する系譜を線引系図になおすと、

久調撰憑勤拳扇  
となる。

佐志氏の血脈は鎌倉後期以後分家をおこない、その居住地名を姓氏として繁栄するいつぼう同族の家を吸収し、南北朝期には上松浦の雄として松浦源氏的首領として活躍した。しかし、室町中期ごろからはすっかり姿をひそめ、佐志本家の分流とも考えられる岸岳城の波多氏に権力を奪われ、戦国期にはいつてからの活躍記録はほとんど見られないようになった。

〔値賀与三健〕 値賀氏は『松浦家世伝』では源大夫久の養子連の末流となっている。連は小値賀を氏称としていたが、値賀氏を称してはいたので『松浦家世伝』の系譜には疑問がある。また、値賀氏は佐志・波多、いずれかの分流かとすることも確かではない。値賀健の所領がどこかは不明であるが、佐志扇とともに「程遠の間及び知らず」と証言しているので上松浦地内に居住し、値賀郷（現玄海町今村）を所領していたらうとは考えられている。

値賀氏については『有浦文書』の系図は佐志氏の分流で、佐志馮の二男唱が値賀四郎と称したと記しているが後裔なく、値賀郷は、その後佐志氏のものとなっている。

〔石志次郎潔〕 石志勝を始祖とし、上松浦石志などを所領する石志氏の総領で、嫡子兼は元寇のとき活躍している。さらに南北朝期にも石志氏は戦記に名をたらねているが、以後はめだつ活躍は見当らない。石志氏の分流として、山本・清水・黒川の各氏が存在している。

〔吉富右近太郎資業〕 所在不明であるが、松浦武士として証人となっている。しかも佐志扇と歩調をあわせて証言しているので、佐志扇と近い関係のあった御家人であろう。当時、上松浦の上場の大部分は佐志村の範囲で佐志氏の所領であったが、現在の鎮西町名護屋・加唐島・唐津市湊地区は他家の所領地であった。おそらく、吉富右近太郎資業は、この地区の領主か、代官であったと思われる。南北朝にはいつて、貞和二年（一三四六）十一月二十六日付河副庄名田配分注文に、上松浦の松浦党の一員として吉富太郎公廣が配分名に連なっていることから、吉富氏が上松浦に存在したことがうかがえる。

このほか、鎌倉上期に存在の明らかな松浦武士としては鶴田五郎馴がいる。

#### 松浦執行授と 鶴田馴の争論

『吾妻鏡』の寛元四年（一二四六）正月二十五日のくだりに松浦執行授と鶴田五郎馴が松浦西郷佐鶴田はその対岸で鶴田氏の本貫地とされている。壱岐泊については未詳だが、相知町伊岐佐に比定するむきもある。

「執行」は御厨の河海産物を供御する贄人の荘官名で、当時の執行は宇野御厨執行松浦丹後守授である。授はこの争いに敗れ、幕府に身柄を拘禁された。この争いの理由について下松浦党の一角契諾に相知某ただ一人加わっていることも考えあわせ、御厨の権利が河川の獲物に限り御厨執行のものとした可能性があったと考えられるという郷土史家もいる。つまり、松浦川に関して宇野御厨の権限がおよんでいたというわけだ。

〔峯五郎披〕 鎌倉上期、宇野御厨の松浦本家を嗣いだ源四郎大夫直の五男峯五郎披は平戸・田平・伊万里・黒島を所領したが、厳木町宇浪瀬に披の墓がある。この墓については土地の人々から「ヒラッコさん」と呼ばれ、地元で祭ってきたが、文久三年（一八六三）、平戸藩主源詮は平戸松浦家の始祖峯五郎披の墓と定めた。披は下松



浦の松浦源氏で、上松浦に所領を持っていたということは口伝以外には確証はない。

しかし、寛元四年（一二四六）の松浦執行授と鶴田五郎馴の松浦西郷佐里などの所領争いや、永和元年（一三七五）正月十六日付の中野式部大夫義員の有浦三郎祝への書状によると、松浦川上流の大川野は上松浦に属する地域であるのに大川野有尚・伊万里貞の所領となっている。大川野有尚・伊万里貞はいずれも宇野御厨の荘官である。つまり、大川野地区は松浦荘の範囲内にあるのに、宇野御厨の所領として存在していたということだ。

上述のことが大川野に隣接する厳木町浪瀬にもあてはまる可能性がつよい。源四郎大夫直は生存中、諸子を所領各地に配して、その地の開発管理にあたらせている。峯五郎披は大川野の構に居住していた口伝もあり、披が田平に所領を与えられる以前、松浦川上・中流地区の御厨の所領を管理していた可能性はつよく、厳木町浪瀬にも御厨の所領があったと思われる。

厳木町浪瀬の岩屋白山の獅子ヶ城は『西松浦郡史』には治承元年（一一七七）に、『鼓溪割記』には元暦年（一一八四〜八五）に、『松浦紀集成』『東松浦郡史』には治承から文治年中（一一七七〜九〇）に、峯五郎披が拠った城で、披が去ったのち廃城となり、戦国期に入り鶴田越前守前が再築城して拠ったとされている。

峯五郎披は生前上松浦を去り田平に所領を得ているが、平戸松浦家が浪瀬の墓を披の墓と定めた理由については当時の資料が少ないので若干の疑問が残る。

〔そのほかの上松浦の松浦武士〕

以上述べた上松浦の文献にあらわれたもの以外に

神田氏（唐津市神田・唐津神社大宮司）

鴨打氏（北波多村）

兵庫氏（鎮西町加唐島）

相知氏（相知町）

斑島氏（鎮西町馬渡島）

寒水井氏（唐津市双水か・肥前町入野か）の存在が認められる。

### 第三項 独立志向の鎌倉上・中期の松浦諸家

幕府開府後まもなく、九州の押えとして下向した少弐・島津・大友氏ら関東武士と菊地氏は総領制を継承したため大名主として長く家名と権力を保持した。これにたいし、松浦諸家は創家以来、本庶子家の別なく所領を分与する分割相統制をとってきた。そのため年とともに小領主化していった。

注 総領・鎌倉時代、荘園の分轄相統によって細分化した所領、軍役などを一族全体として総括する権限をもった者。総領制はその制度。



平戸松浦氏の祖・峯五郎披の墓（東松浦郡厳木町浪瀬）



名主 十二世紀ごろ私的な占有権を認められた名田の所有者。

本家を継ぐのは嫡男とはかぎらず、父母の眼鏡にかのうものでなければならず、そのときのお家の事情、諸子の器量などで決まった。しかし、分割相続はいかなる場合も守られていた。

石志静西(至)は次子川崎五郎登に石志内籠盛村名田十町八反三丈と石志宗入道園を与えて別家させ、嫡子壹に本家を譲っている。また壹は嫡子源太名が天死したあと、次男山本四郎見をとびこして、承元二年(一二〇八)いったん末子潔に本家を譲ったが、貞応元年(一二二二)死期に臨んで、見に福永名内田地十町藪參所、公文給田一町の下沙汰職を与えて分家させた。(『石志文書』承元二年四月一〇日付の源壹讓状、貞応元年十二月三日付の肥前守護所下知状)

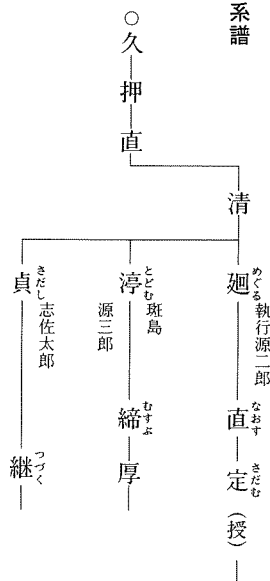
注 名田 開墾、押領などで取得した土地に所有者の名をつけたもの。

下松浦本家源二郎の妻いわひろの尼は清の遺言によって、嫡男源二郎廻の沙汰人として次男三郎淳に斑島・向島・志佐本名の下地を与え、童児金剛に今福・有田の吉永・志佐内の田地などを与えた。淳はのちに斑島地頭として独立し、金剛も志佐村地頭志佐六郎貞として独立し、御家人になった。(『有浦文書』文暦二年九月三日付、いわひろの尼讓状)

注 下地 しもじ、げじとも読む。中世、田畑、山林など領主の収益の対象となる土地そのものをさす。

沙汰人 地頭の支配地の管理をする者。

### 斑島氏系譜



このような分割相続は鎌倉中期以後の佐志氏にもみられ、代をへるごとに領地の細分化が進み、また、所領が複雑に入りまじり、ついに同族、他族間の所領争いが絶えず行われるようになっていった。

『石志文書』文応元年(一二六〇)六月十七日付の將軍家政所下文によると、石志村地頭石志兼は松浦西郷の御家人山田四郎種と鴨打源二集が闘争の時、四郎種に与力したとの科で石志村地頭職を召し上げられた。鴨打氏は『松浦家世伝』では波多持の末流となっており、北波多村成淵周辺を所領したと思われるが、山田種は石志兼と同族で、唐津市山田に居住した可能性がよく、両者の所領は隣接していたと考えられる。この争いで、貞永式目に照らしてみれば鴨打は殺害された公算がつよいといわれている。

注 貞永式目 鎌倉幕府の基本法典。

この処分について石志兼はしきりに不当を申し立て、肥前国守護人資能(武藤資能)が証人たちの証言をそえて幕府に上申したため石志兼は無罪となり、地頭職を返給された。

#### 第四項 鎌倉期における守護・地頭追捕使

相続にも職務の違いがある

源大夫久が松浦に基盤をきずいたのは宇野御厨の荘官としての檢校であり、檢非違使であった。源大夫久らは荘官の職を得たことで本家、領家から権限を与えられ、権力と財力にものをいわせて土地の開発を進め、それを領家などに寄進することで国衛の収奪を防ぎ、ますます広領域を所領化していった。

注 領家 中世、荘園領主の名称。

鎌倉幕府が成立し、地方の支配機構は従来の名目的な支配機構と幕府の権力がおよぶ実質的な支配機構の二本立てとなった。

すなわち、文治元年（一一八五）十一月、源頼朝は、源義経・源行家を逮捕、搜索するため「日本国総追捕使・日本総地頭」に任せられ、配下の御家人武士たちを自分の代理人として、それぞれの国の「総追捕使・地頭」やさらに国衛領、荘園の中の郡・郷・庄・保に至るまで、地頭・総追捕使を置いた。

注 保 中世、末端的地域的行政単位。

従来の諸国の国府政庁の在庁官人や郡・郷・庄・保の下部組織の郡司・郷司・下司などの役職はそのまま置かれて、そのほかに、頼朝の権力のおよぶ地頭、総追捕使ができたわけで、やがて、国の総追捕使は地頭を指揮監督する立場から守護が設けられ、その多くは幕府に功勞のあつた御家人が任命されていた。

肥前の少武氏、豊後の大友氏、薩摩の島津氏は幕府から守護として西下して土着した関東武士であった。

地頭がどんな任務をもち、どんな報酬を得ていたかはよくわからないが、承久の変（一二二二年）後、新たに任せられた地頭にたいして幕府は、任地のうちで、十一町ごとに一町の割で田畑を与え、その年貢を地頭の収入とし、また、年貢の徴収にともなつて反あたり五升の加徴米を地頭の取り分とすることができるようにした。

当時の武士としては幕府の御家人となり、直接地頭職に任せられることが身の保全を保つ最良の道であつたので、松浦武士たちも、本家、分家の別はあつても必死になつて地頭職に任せられようと働きかけ、独立して地頭職を得ていた。したがつて所領は時代とともに分割され、後均分相続が一族の数をふやした

世四十八家または五十二家と称せられる松浦党武士が輩出するようになった。

『有浦文書』文暦二年（一二三五）九月二十四日付の「いわひろの尼讓状案」には、源大夫久の本宗を継いだ御厨執行清の後家いわひろ尼は清の遺言にもとづき、二男源三郎淳と源六郎貞（幼名金剛）に所領を与えたが、それによると、「本宗職は長男廻（逸）が継ぎ、本宗領中、斑島・向島・志佐浦近本名・調の川・赤木野などを淳と貞に分け与え、今福の一部と有田の吉永・相屋の牛・志佐の銀杏が浦の流し佃は貞が沙汰（支配）すべし」と述べている。そして具体的には斑島・向島を淳がとつて斑島氏を名のり、近本名ほか志佐の大部分を貞が領し、志佐氏を名のることになった。（第二節鎌倉時代第三項参照）

地頭も苦勞した

地頭となつても斑島淳の生計は当時頻発した天災地変、氣候不順による飢饉のため思わしくなく、建長六年（一二五四）四月十六日付の斑島淳代官職補任状によれば諸役を果たすため、秋武太郎在高を淳所領中の「近本名田」の地頭代官に任ずることで錢拾貫文を借用していた。しかもこの借金には厳しい条件が付されていた。さらに、同年五月八日付の斑島淳借錢請取状によると、錢七貫文の借用の代価として二十歳の女と十九歳の女を秋武太郎にひきわたし、そして、条件として女が病弱であれば代わりのものを与え、

万一、逃亡することがあれば一人につき二人の代わりを出す。ひきわたしたものが勤めを果たさなければ、淳所領中の志佐領を二カ年知行させ、これらの約束を守らなければ志佐領は永年質流れとして所領されてもよい——としていた。

この契約状には念をおすためであろう、同年七月二十六日付で、連署契約状がそえられた。この連署契約状は淳の借用書状にたいして子息縮が抗議をしたため、さらに厳しい条件が付けられたもので、淳の本貫地の斑島の地頭職すら抵当の対象とされた。加えて所領の住民中には古代に存在した奴卑として領主の所有権のおよぶ住民が鎌倉期になっても存在していたことを示している。

注 奴卑 律令に定められた最下級の賤民。男を奴、女を卑といい、私有の奴卑は売買・贈与の対象とされた。

## 第五項 元寇と松浦党武士団

蒙古、国書を遣わし 日本にとって有史以来の最大の国難は蒙古(元)の侵寇であると考えられている。蒙古の日本侵

日本の屈伏を求む

寇の意図は文永五年(一二六八)に高麗国の潘阜のもたらした蒙古フビライの日本国王あての国書と高麗王元宗の国書に示されている。フビライの国書には「冀くば今より以往、問を通

じ、好を結び、以て相親睦せん、(中略)兵を用いるに至るとそれ孰れか好む所ぞ。王それ之を凶れ」とあり、元宗の国書は「皇帝の通好を欲するは、其の貢献を利するに非ず、蓋し無外の名を以て天下に高からんと欲するのみ」と述べている。

高麗元宗は蒙古は利益を得るためでなく、単に蒙古の名を広げるために使いを遣わしたにすぎないとしている

が、蒙古の国書は丁重な言葉使いではあっても大国の威力を背後に隠した脅迫であった。特に「兵を用うるに至ると、それ孰れか好む所ぞ」という文面は明らかに脅迫で、朝廷も幕府も外交の礼にもとるとして、返書せずと決めた。そして同年二月、讃岐国守護に対して、同国の御家人に蒙古襲来に備えるようにとの御教書を発している、同様の御教書が西国の守護にも出されたものと思われる。

当時の日本について、マルコ・ポーロの『東方見聞録』によれば、ジパング

「黄金の島と紹介されているので、蒙古のフビライは黄金獲得の意図を持っていたとも考えられるが、それに關する記録は残っていない。当時、蒙古は南宋征服に懸命で、南宋の力をそぐために、南宋と日本の交易を押さえる必要があったための日本制圧とも考えられ、文永五(一二六八)年十月、フビライは高麗王に兵一万と船千隻の建造を命じている。

文永七年(一二七〇)四回目の使節を追い帰されたフビライは同年三月、日本侵寇を決意、いっぼう日本も、蒙古の決意を現実のものとして受け取り、文永八年(一二七二)九月、幕府は九州に所領をもつ御家人に早く九州に下向し、異国防御と悪党鎮圧に任ずべき命を下した。『野上

文書』文永九年(一二七二)二月一日付の大友頼泰書下しに

「筑前肥前兩國要害警固の事。東国の人々下向の程、来る三月晦日に至り、奉行の国々の御家人を相催し警固す可きの由、関東より御教書到来す。仍て且つうは役所を請け取り、且つうは御家人御代官等を差し置かんがため、既に打ち越し候い畢んぬ。不日に彼の仁に相尋ね、懈怠なく勤仕せしめ給う可き也。恐々謹言。」



フビライ・ハン画像(佐賀県版、歴史資料集より)

野上太郎殿

この時から筑前・肥前の外寇防衛の要所に防備が施され、警固の武士が駐屯したことがわかる。

当時の肥前守護は大宰少貳経資であり、彼の命により松浦諸家が要所を警固し、遠見番がおかれたに違いない。幕府の命による警固番役は軍役であり、軍役に必要な要所の構築、兵船の供出、武器資材、食料、労力の供給、軍役に必要な雑用いっさいが御家人の負担とされていたため、荘園の本家、領家などに納入される諸税も後回しになった。

当初の防備は簡単

要所警固がどの程度のものであったかは明らかでない。博多の警固役所が柵をめぐらしたものであったとされているので、松浦地方の警固も同程度のものであったろう。しかし、文永

の役後博多湾沿

岸に築かれた石

塁は戦訓を生か

したものであり、

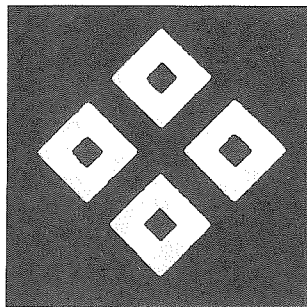
松浦地方にも、

要所には類似の

防備が施された

可能性は強い。

肥前町星賀浦の



七つ割り隅立て四つ目紋・少貳氏の紋



武勲を語る少貳氏の軍旗(伊万里市山代町、川浪正資氏蔵)

岩森山頂と党家山頂に二重の環状石塁があり、伊万里湾内鷹島日本山頂にも一重の環状石塁が認められるが、この防御陣地であったのかもしれない。

文永十年(一二七三)幕府は蒙古の侵寇が近いことを知り、大宰府の鎮西奉行所を通じて各国守護に命じ、北西九州一円の御家人に対し、所領の名字、領主の交名、地頭補任の箇所および下文知状を明記させ、御家人自身で、それらの文書を帯びて大宰府に出府することを通達している。これは動員のときの準備のためだったようだ。

文永の役、蒙古・高麗四万の兵で襲来  
いつぼう、高麗は蒙古の命により征日本艦船を夜を日に継いで急造させられた。戦艦三百隻を目指し役徒三万五百余人を徴収して事に当たらせしたが、結局

百二十六隻の建造は間に合わず、残りは古船が用いられたと高麗史は記している。

文永十一年(一二七四)五月、蒙古の征日本の戦備は整った。大船三百隻、抜突児船三百隻、水汲み舟三百隻である。そして、同年十月三日(新曆二月二日)高麗国合浦(馬山)を發し日本遠征に向かった。そのときの陣容について高麗史は、主なる高麗の武将として、金方慶・金仇・金文庇をあげ、蒙古の武将として、都元帥忽敦・右元帥洪茶丘・左元帥劉復亨をあげている。蒙漢軍二万五千・高麗軍八千・水夫等六千七百・総兵力三万九千七百人の大船団であった。

蒙古軍は文永十一年(一二七四)十月五日対馬を襲い、同月十四日壱岐に侵寇した。『日蓮註画讃』は「文永十



岩森山(元寇防塁か、環状石塁がある。肥前町星賀)

一年十月五日申の刻(午後四時)対馬佐寸浦に異国兵船四百五十隻三万人乗りて寄せ来り、六日辰刻(午前八時)合戦し、守護代資国(宗助国)等蒙古を伐ち取ると雖も、資国、子息等悉く伐死す。同十四日老岐島に押し寄せ。守護代平左衛門尉景隆等、城廓を構え防戦すと雖も、蒙古乱入し景隆自殺す。二島の百姓等男は殺され或は擒われ、女は一所に集め手に孔をあけ船に結びつく、虜者害せざるは一人もなし」と記している。

宗助国の郎党対馬小太郎、兵衛次郎の二人が助国の命を受け早船にて大宰府の少式資能に蒙古襲来を報じたのは十月六日、鎮西奉行所は急きよ九国の守護に早馬を飛ばし、御家人の博多参陣を催促した。

蒙古軍ら松浦沿岸を侵す、被害甚大

十月十六日、老岐を制圧した蒙古軍船は松浦沿岸に姿を現わし、周辺を荒し回った。終局の目的地である博多・大宰府に直接向かわずに松浦沿岸に回り道をしたことについては、高麗国の軍船は網代帆を用いており、帆の操作で、横風のジグザグ前進は可能だが、逆風の航走は無理があるため、玄界灘の気象状況が、博多に直行できなかった理由と指摘(松浦党研究誌)している。

松浦沿岸を襲った蒙古軍に対し、松浦武士がどう戦ったかについては明らかでないが、『日蓮註画讃』には「肥前国松浦党数百人或は討たれ或は虜となる。此国の百姓男女は老岐対馬の如し」と記し、『高祖遺文録』は「松浦党ハ数百人討タレ或ハ生捕ニセシカハ、寄リタル浦ノ百姓トモ、



大友海岸(この海岸の汀線付近と背後の山腹中に、防塁とおぼしき石塁が残る。呼子町大友)

老岐対馬ノ如シ」と書きとどめている。

文永・弘安の役前後松浦諸家にいかなる武士がいたかについては別表「元寇役前後における松浦諸家」(古賀稔康氏製作)で知ることができる。またいずれの武士も必死の覚悟で蒙古軍に対抗したことを知る文書もある。

鎮西奉行所は対馬小太郎らの報を受け、御家人の博多参陣を催促している。同月十日までに参陣催促の廻文が松浦地区の御家人にも到着しているはずである。『八幡愚童訓』には松浦諸家が同月二十日の博多の合戦に参加しているところがある。しかし、当時石志氏所領の土毛(友)浦は、蒙古軍に襲われる可能性があったため、石志氏は所領防衛のため土毛浦に出勤したとも考えられる。この土毛浦の防衛については、昭和五十二年、大友海岸で汀線石塁が発見され、後方の山腹にも石塁の存在が確認されているが、この石塁が元寇時のものとする確証はいまのところないが、山腹の石塁が汀線からほぼ五十メートルの位置に築かれていることは外敵に備えるものと考えられ、この石塁に関連させて、石志氏は土毛浦で蒙古軍を迎え撃った可能性が強いとみられている。

文永の役で、伊万里湾沿岸の平戸・鷹島・馬渡島は戦場となり、松浦武士は奮戦激闘した。鷹島は鷹島六郎等の子三郎満の所領で、等・満及びその子長は文永の役で姿を消している。恐らく蒙古軍の上陸基地となった鷹島で戦死したのであろう。

蒙古軍は十月十六・十七・十八の三日間、松浦沿岸を荒し回り、同月十九日博多湾に進出した。蒙古軍の主目的が博多、大宰府の制圧であったが、三日間も松浦沿岸に滞留したことが、日本軍にとっては幸いし、肥後・薩摩等の遠隔地の武士たちも駆けつけ、戦力が強化できた。

蒙古軍の博多上陸は十月二十日未明(新暦二月三〇日)から始まった。蒙古軍は今津・百道原・箱崎に上陸した。要撃した日本軍は蒙古軍の毒矢・鉄砲・集団戦術のためさんざんな敗亡にあい後退するほかな



かった。『八幡愚童訓』は松浦党武士の奮戦について次のように記している。

「此ノ合戦ハ大勢ニ一度ニ寄り合セテ、手足ノ動ク処ニ我モ我モト取ツキ、押殺シ生捕リケリ。是故ニ懸ケ入ル程ノ日本人一人トシテ洩ルル者コソナカリケル。……其中ニ松浦党多ク打レヌ。原田ノ一族深田ニ追入レラレテ失ニケリ」

日本軍は午後三時ごろには総大将少貳資能も傷つき総崩れとなって水城内に後退するほかなくなり、殿の少貳景資が追尾してきた劉復亨を射落としたため蒙古軍は博多に引き返し、この日の戦闘はいったん休みとなった。

そして、博多に上陸していた蒙古軍は夕刻すべて再び船上に引き揚げた。このころから小雨が降り出したというが、その夜中、蒙古軍は博多湾から引き揚げ高麗国へと向かった。このときの戦いで宮崎八幡宮は焼失した。

蒙古軍船引き揚げる  
博多湾を撤退しだした蒙古軍船に夜

半から猛烈な暴風が襲いかかり、朝鮮海峡にさしかかると暴風の中心に巻き込まれ、多くの船が海中に没し去った。この有様について『新元史外伝』は「是の夜大風雨、官軍の船艦崖石に触れ多く破壊

す。忽敦ら乃ち夜に乗じて引き去る」とし『高麗史』には「夜大風雨に会い、戦艦巖壁に触れ多く破る。金仇（三翼軍の左翼総帥、左軍使）溺死す」とあり、『東国通鑑』は「帰らざる者一万三千五百人」と記す。しかし日本の記録には「翌朝元船が一隻志賀島に難破していた」と書いているだけだから、蒙古軍船が難破したのは朝鮮半島沿岸周辺であった公算がつよいとみられている。

蒙古軍船を海底に葬り去った暴風雨については多くの検討がされているが、晩秋から初冬にかけて東支那海、玄界灘に発生する温帯性低気圧（俗にいう台湾坊主）とされ、この風のはしりが逆航走のきかない蒙古軍艦を一気に鷹島海域から博多湾に進出させたが、その中心に巻き込まれた蒙古軍船が壊滅させられることとなったといえる。

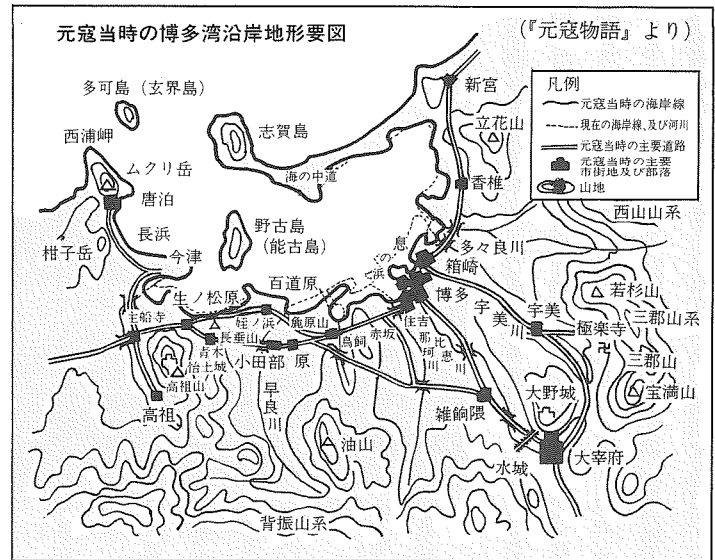
文永の役の松浦  
党武士団の活躍

この文永の役に松浦党武士も一生懸命の働きをしたことは史料・史記から知ることができるが、その具体的事実を知ることがむずかしい。そのなかで確認できる関係をおげよう。  
○石志兼は二郎とともに参陣した。戦った場所が所領の土毛浦であるか、博多であるか明らかでないが、元寇の恩賞地として豊後国八坂下庄木村内四箇名を与えられていると考えられている。嫡子二郎は戦死を遂げている。

○佐志四郎左衛門尉房は松浦西郷佐志村地頭職である。所領は現在の上場地帯と称せられる地域から名護屋地区・湊地区を除き、波多川左岸の神田地区・北波多地区を除く一市四カ村に及び広大な地区を所領としていた。所



宮崎八幡宮（福岡市東区箱崎）



山本四郎見	○相神浦次郎入道妙蓮 兵衛大郎家弘	比志島文書
	○志佐三郎兵衛繼	山代文書
	○志佐小次郎(祝)	"
	○松浦二郎 定	松浦系図
	○松浦二郎 延	比志島文書
	波多太郎	比志島文書
	○石志二郎 兼	山代文書
	○二郎 名	"
	○佐志四郎左衛門尉房	有浦文書
	○佐志四郎左衛門尉直	"
	○ 留	"
	○ 勇	"
	○益田大夫道円	山代文書
○値賀余三健 吉富左近大夫資業		"
福大宮司(佐々)		"
藤大夫		"
治部房		"
	○有田次郎深	"
	○山代三郎譜	"
	○山代又三郎栄	"

領内には蒙古軍が襲う重要な海岸拠点がある。弘安の役の元軍撃滅作戦基地となった星賀浦もあり、佐志房も所領防衛の義務を有していた。しかし、房と子の直(佐志二郎)・留(佐志源三郎)・勇(佐志源二郎)は大宰府の参陣の催促に応じ、親子四人博多に馳せ参じていたようだ。親子四人はこの戦いで共に戦死し、勇の氏女(字久曾)は佐志氏への元寇参陣の恩賞として筑後国上妻庄内多々見名の地頭職を得ている。(514ページ参照)

○山代弥三郎譜は博多に参陣し戦死したので嫡子亀丸(栄)に対し、建治元年(一二七五)肥前国恵利村を恩賞地としてあてがわれた。

このほか、多くの松浦党の武士が博多や松浦沿岸で奮戦したと思われるが、記録は乏しい。

元寇役前後における松浦諸家

○印御家人であることが文書上明らかなもの  
(寛元―弘長の諸家名は文永―弘安の資料に表われないもののみを掲載した)古賀稔康

寛元 弘長	文永 弘安	出典
小佐々太郎重高	○斑島右衛門三郎締 田平 省	有浦文書 肥前旧事 山代文書
御厨目代吉弘	○平戸又五郎(湛) ○平戸源五郎答 ○御厨源右衛門太郎兵衛尉 ○左兵衛尉並 ○新左兵衛尉強 ○志自岐大宮司家秀	" 青方文書 山代文書 御厨系図 志々伎神社旧記



川崎五郎登

○神田五郎糺  
斑島又太郎

鶴田五郎馴

○兵庫馬二郎

○兵庫馬三郎能範

○伊万里源二郎如性

鷹島六郎満

○宇久五郎競

相知小太郎比

鴨打兼

鴨打賦

岡本長照

岡本長滋

青方弥三郎家高

白魚九郎時高

○津吉円性房

○津吉大輔房栄範

津吉三郎 糺

八木三郎左衛門尉如覚

対馬五郎重貞

○大島弥次郎通綱

○大島又二郎通時

比志島文書

”

石志文書

肥前旧事・鶴田系図

比志島文書

有浦文書

伊万里文書

青方文書

”

北肥戦誌・相知系図

鴨打系図

”

岡本系図

”

青方文書

”

山代文書

大河内文書

”

”

”

大島文書

山代・大島文書

寒水井弥三郎 空閑三郎入道 船原三郎 早岐又三郎清氏 久木島又三郎 石田五郎為治 石田為考 荒久田好 ○吉永源二郎勝 紐差通頼 ○草野次郎経永 加茂上総介永藤	比志島文書 山代文書 ” ” ” 石田系図 ” 新久田系図 松浦文書 紐差文書 八幡愚童記 加茂系図
--	---

第六項 弘安の役と石築地

元、再び日本  
制圧を企てる

文永の役で潰滅的損害を被った蒙古であったが、国力からすれば僅少な損害で、蒙古は日本制圧を放棄しなかった。翌建治元年（一二七五）四月、蒙古は使節杜世忠・何文著らを遣わした。しかし、執権北条時宗は杜世忠らを鎌倉に護送させ、同年九月七日、鎌倉龍口で斬り、蒙古の要求を元または元軍と呼ぶのが正しいが、当時は蒙古、蒙漢軍と呼ばれていた。以後元軍と記す。

元の日本征服の野望が容易でないことを知った幕府は、文永の役後直ちに鎮西奉行大友頼泰らに対し、御家人外の武士たちに対しても異国防衛の任に当たらせるよう指令し、防衛の強化を図った。建治元年(一二七五)西国御家人の大番役をとどめ、公費を減じて戦費に当てるとともに、同年十一月、九州探題に北条一族の北条実政を当て、鎮西奉行に文永の役で傷ついた少貳資能の嫡子経資を補して防衛組織の強化を図った。いっぽう、大番役を免ぜられた九州の御家人には異国警固番役と博多石築地役を命じ、さらに高麗発向計画がたてられ、高麗に発向する武士に対しては石築地役を免除されたという。

高麗発向計画について『肥前旧事』巻六には、次の通りにある。

「上松浦二波多太郎・鴨打次郎・鶴田五郎駒、下松浦二松浦丹後守定・峯五郎省・平戸源五郎答・伊万里源次郎如性・山代又三郎栄以下両党の輩は異国征伐のため遣わさる武士に候間罷り渡る可きの由、仰せ下され候也。恐々謹言。」

建治二年(一二七六)三月二十七日 経資判

武雄大宮司 殿

鶴田駒は『吾妻鏡』の寛元二年(一二四四)のくだんの人物であるとすれば、この時は相当の高齢者であるが、所領地を荒され、一族の多くを殺された恨みは一しおで発向組に加わったのであろう。この文書によるかぎり発向組の大半は松浦党の面々であり、彼らは高麗の事情に通じ、自発的に願い出た者もあつたと思われる。発向組は博多石築地役を免除されたかわりに軍船の建造、武器食糧の確保に努めたものようだ。

しかし、この発向計画は弘安三年(一二八〇)元軍が明年四月に襲来するとの情報が入ったため中止となり、日本はあげて元の再襲来に対抗する迎撃態勢づくりに没頭した。

北九州沿岸に

高麗発向計画とともに異国警固石築地の構築が博多湾沿岸一円で行なわれた。

『深江文書』

防塁を築く

「異国警固之間、要害石築地の事、高麗発向の輩の外は奉行に課し、国中平均に沙汰致す所也。」

今月廿日以前に人夫を相具し、博多津に相向い、役所を請け取り沙汰致さる可く候。恐々謹言。

建治二年(一二七六)三月十日 少貳経資 花押

深江村地頭殿

この文書は最も早い時期の石築地に関する文書で、南高来深江村地頭越中次郎左衛門長員に対するものである。石築地は今津から宗像浜までの百二十余里にわたり築かれたと『歴代鎮西要略』は記している。石築地役は鎮西のすべての武士・領主に対しての平均役で、田地一反につき一寸の割で課徴され、建治二年(一二七七)末から弘安二年(一二七九)夏までに完成したとされている。

一方、博多警固番役は次の結番で行なわれた。

春三カ月 筑前国・肥後国

夏三カ月 肥前国・豊前国

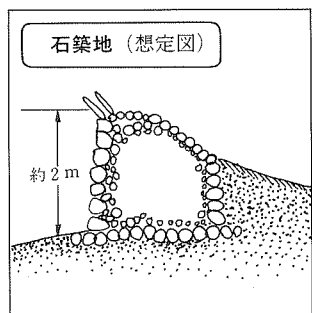
秋三カ月 豊後国・筑後国

冬三カ月 日向国・大隅国・薩摩国

松浦党関係の覆勘状(勤仕済み認証)には、弘安の役以前の斑島右衛門三郎 締

あて(建治三年四月一日付)、五島浦部島白魚九郎時高あて(弘安三年一月一日付

ほか一通)のが残っている。



(『肥前多久氏の事』より)

注 結番 けちばんとも読む。順番を定めて出仕、宿直などに当ること。

### 松浦沿岸の石塁と

### 元寇防塁の関係

博多沿岸以外にも異国船襲来に備えて防塁が築かれたかどうかの確認はないが、『志々伎神社旧記』の志自岐神社大宮司源家秀軍忠状には「弘安四年異国船襲来の間、要害の津々多く之を注す」と記されている。また、『榊文書』には「弘安四年蒙古合戦の時、関東の御使並びに守護の命に随い、保志賀より博多に向い警固す」とある。この二つの文書の信ぴょう性はあまり高くないが、松浦の要所に警固役が置かれた可能性はあり、『榊文書』にいう「保志賀」は現在肥前町星賀を指すもので、松浦市星鹿浦とともに伊万里湾の要所であり、『有浦文書』の康永元年（一三四二）の佐志勤の讓状に「保志賀」は海夫の所在地として述べられているように重要な浦であった。

この松浦沿岸にも防御の石築地が築かれた可能性はあり、それらしいものが発見されていることは前述したが、その中で、肥前町星賀浦の岩森山・党家山の二重環石塁とその麓の汀線石塁は外敵侵入への備えと考えるよりほかなく、伊万里湾を隔てた松浦市星鹿浦の汀線の石塁も、今は部分的に残っているが、元来は刈萱城を防衛するための城壁とみるのが妥当と考えられている。刈萱城は弘安の役の際、元軍撃滅作戦の指揮をとった幕府の軍監合田五郎が駐在した所であり、それ相應の防備がされていたと考えられるので元寇時の防塁と思われる。



宮崎鼻海岸に連なる石塁（肥前町星賀）

## 第七項 弘安の役と松浦党武士団の活躍

### 弘安の役

弘安二年（一二七九）元の將軍夏貴・范文虎は部下の周福・樂忠を日本に派遣して降伏を勧めたが、日本はこれを博多で斬り、その回答とした。弘安四年（一二八二）正月、元帝フビライは日本遠征のため首脳を都に集め、軍議を開き、東路軍は高麗国合浦を發して壹岐を占領し、江南軍は慶元（寧波）から東支那海を横断して壹岐で合流し、博多を攻略することとした。しかしその後、江南軍は平戸島周辺を占拠し、壹岐の東路軍を呼びよせ、合体して博多へ向かうことに変更していた。

東路軍は元軍・高麗軍の混成で前回とほぼ同勢力の総兵力四万二千人・船九百隻で編成され、弘安四年（一二八一）五月三日（新曆五月二日）高麗国合浦を国王の見送りをうけて出港した。

合浦を發した東路軍は五月二十六日、対馬世界村大明浦（上県郡佐賀村明神浦）に至り日本軍と戦闘。朝鮮半島南端と対馬は目と鼻の距離（約五〇里）であるのに二十四日も要していた。これは玄界灘特有の梅雨時期の氣象（主に南風が吹く）と高麗船の航走方法（逆風航走不能）の関係が、そうさせたものと考えられていて、この船の機能がその後の東路軍の行動を制約し、神風に巻き込まれる結果を招いたようだ。

東路軍、博多  
この間、東路軍は対馬・壹岐を荒し回ったが、『元史日本伝』は「丙辰、日本の対馬および壹岐島を攻め、島民三百余人を殺す。島民山中に匿るれば、軍士兒の啼を聞き、輒ち尋して之を殺す」と記している。また『八幡愚童訓』は「その中に高麗の兵船五百隻、壹岐対馬より上りて、見か

くる者を打ころし、浪藉す。国民支えかねて、妻子を引き具し深山に逃げ隠れにけり。さるに赤子の泣く声を聞



をば討ちしかども遂には皆生虜られては身を縲こ繼つの下に苦しめ、掌たごころを連索よなばたし舷へらに貫つかれたり」と書いている。

また『本朝通鑑』にも松浦党武士の活躍について「松浦太郎兄弟鎮西の諸將と城壁を博多箱崎の沿岸三十余町に築き屯営す。夜衆を率いて船を賊営の後に進め俄にわかに撃ちて三万余人を殺す」と述べている。松浦太郎を『北肥戦誌』にある波多太郎とする説もあるが、『有浦文書』の波多氏系譜には存在せず、しいて当てはめれば松浦三郎光に比定されそうとみられている。

このほか、博多湾頭で活躍した上松浦党武士に石志次郎兼・相知小太郎比・七山の賀茂神社宮司岡本山城守長繁・同長照・同長滋・賀茂永藤らがいたことが確かめられている。

日本軍の攻撃に翻ろうされた東路軍は同月十四日博多湾を出て壱岐に引き返した。『元史日本伝』には、「時に軍中大疫し、疫者已に三千余人」と記している。また『八幡愚童訓』には「蒙古千余人ヲ打殺ス」とあるので、東路軍は四千人ばかりを失ったことになる。

壱岐に後退した東路軍に対し、日本軍は少貳景資を大将に六月二十九日、七月二日の二度にわたり少貳景資ら壱岐瀬戸浦の軍船を強襲した。さきの東路軍の壱岐侵寇の時、甥の少貳資時を戦死させた景資にとつては復讐戦でもあった。『高麗史』忠烈王七年七月二十一日のくだりに「元帥金方慶・中部將朴温

をして奏せしめて曰く、諸軍大宰府に至り、累戦交綏して退く。蛮船五十余隻随いて至る。復た其の城に向う。因て穫る所の甲冑・弓矢・鞍馬等の物を献す」とあり、この時襲撃した日本軍は千人内外であったと思われ、鞍馬を用意していたことから陸戦も行なわれていたようだ。

絶えまない日本軍の攻撃と疾病で戦意を失った東路軍であったが、江南軍の到着を待つて再戦をめざした。しかし、江南軍は予定通りには到着せず、むなく日月を送るばかりだった。

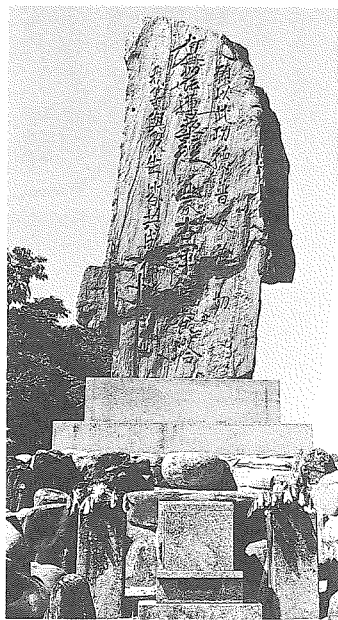
江南軍十万、伊万里湾に侵入す  
五月、慶元(寧波)を出発する予定だった江南軍は丞相阿刺罕の病気のため一カ月以上も遅れ、六月十八日(新暦七月五日)ようやく出帆した。総兵力十万人・三千五百隻であった。

阿刺罕に代わり阿塔海が総指揮をとり、蒙古・漢・降伏宋軍・新徴発兵の混成であった。

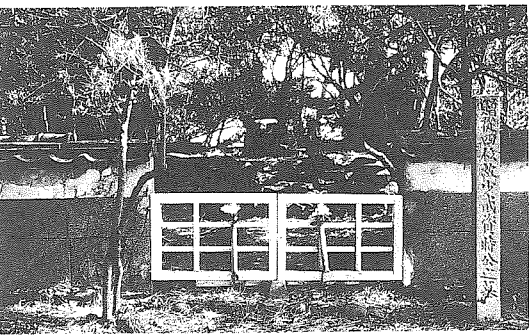
慶元を出航した船団は五島列島沿いに北上し、六月二十五日ごろ平戸島に着いた。『元史列伝』には「七昼夜にして五竜山(鷹島)に至る」と記すが、全船団が伊万里湾に集結するまでには相当の日数を要したであろう。

この年の陰暦六月二十五日は太陽暦の七月十二日。梅雨末期に当たり、気象条件は豪雨や突風がおこりやすい時期。江南軍も烈しい時化に遭遇したらしいことが志自岐神社大宮司の軍忠状から推測されている。

江南軍の部將張禧の率いる一万七千人、五百九十余隻は平戸島に上陸し

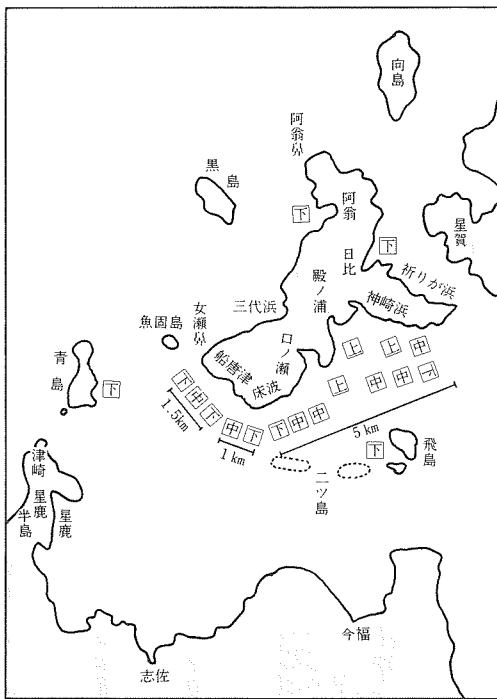


蒙古軍供養塔(福岡市東区志賀島金印公園)



贈従四位故少貳資時公之墓(壱岐芦辺町壱岐神社境内)

それは、御家人の大番役の員数と所領の田数から割り出してみると、大番役の員数を約五百人とし、所領防衛という重大事であることを考えて、参戦できる家の子・郎党・所従を動員したとすれば二千二百余人の動員が可能で、それに筑前・肥前の武士が参陣しているのに加えて、松浦沿岸には、海人の党つまり漁業・海運業の党がいて、これらが有力な戦力となつて参戦したことも考えられ、



江南軍主力船団営陣模型図

上万戸府船団占有海面700㎡、中万戸府525㎡、下万戸府315㎡とし、各船団間は距離200m以上。現地につき暗礁、潮流を照合、配置模型図とした。(『松浦党研究』5号より)

洗<sup>のろし</sup>、狼火をあげた場所を「火焚き場」、元軍の血が赤く海を染めた岬を「血岬」などと呼んでいる。さらに元の将兵の遺体を集めて埋めた「蒙古塚」があり、地元では今も毎年八月に慰霊祭をしている。馬渡島は元軍の博多への航路に当たっており、元軍はそのつどこの島に上陸して荒し回った。元軍に襲われた老婆が山頂に追いつめられて磯白<sup>ひそしろ</sup>を崖からころがし元の部将をたおした話が伝えられている。松浦沿岸を守った松浦党武士がどのくらいであったかは明らかでないが、元の『張百戸碑文』によると、日本軍はしばしば夜襲をしかけているので、元軍にとって無視できない戦闘力であったと考えられる。

て要所を占拠し、阿塔海の率いる本隊八万三千余人、二千九百余隻は伊万里湾に入り、文永の役の時と同様鷹島を占拠して本営とした。

鷹島に拠った江南軍の船舶が停泊した海面は、島の南東の福島との間の海面であったことは昭和五十八年の水中考古学班の調査や、当時の遺物の引き揚げなどで確認されている。

江南軍は梅雨末期の六月二十五日ごろから七月三十日(新暦八月一五日)までの猛暑の中で、大部分の者が船中で過ごしていた。食糧や燃料は十分あったであろうが、水はつきつぎに新しいものが必要であったはずで、鷹島だけでは用水を補給することはできず、対岸に出かけて水を得なければならなかっただろう。

日本軍、伊万里湾の防備につく

江南軍襲来は早馬・早船で博多に報じられたことはいままでもないが、周辺の松浦武士たちが戦闘態勢に入ったことは当然である。松浦武士たちは東路軍の老岐への撤退を追い、相当の戦果をあげており、今回も沿岸に上陸してくる元軍に攻撃を加えていることは、山代<sup>やましろ</sup>栄の戦功の理由に「度々合戦」とあるのを見ても認めることができる。また、記録にはないが松浦市星鹿町には刈萱城周辺の元軍全滅伝承が多く残されている。星鹿浦に上陸した元軍は日本軍の攻撃にあい、逃げ出した所を「逃げの浦」、元軍を追い出した地を「追い出し」、彼れの血で赤く染まった所を「血田」、戦勝の太刀を洗った湿地を「太刀



右鷹島の東突端。その後方が飛島(肥前町星賀岡から写す)。この海域、鷹島寄り海面に元軍船が集結していた。



総兵力は三千五百余人にはなつただろうと想像されている。このためか元軍は平戸島・鷹島以外の島や沿岸の浦を占拠した様子がなく、松浦党武士団は一生懸命に所領防衛に尽くしていたと推測される。

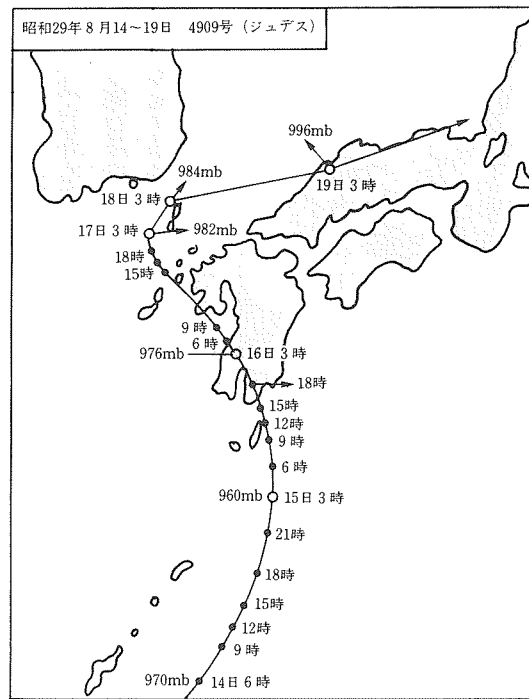
江南軍、伊万里湾に滞留す

江南軍船は一月も伊万里湾から動かなかった。主目的の博多侵寇のため、兵の休養、船舶の修理が必要であつたとしても、猛暑の船中生活は耐え難い苦痛であつたろうし、将兵の志気も弱まつていたのであろう。できれば早く博多へ進出したいところであつたろうが、それができなかった

のは東路軍の杵岐から伊万里湾への到着が遅れていたためであつた。

さきに述べたが東路軍の兵船は逆風に対しては航行不能で、船を進めるには順風を待たねばならないが、この季節は一般に南か、南西の風が多く、したがつて杵岐から松浦沿岸への航行は困難となる。江南軍の松浦到着はただちに杵岐の東路軍には報ぜられていたろうし、合流して博多への進出も知らされていたであつたろう。

それができなかったのはこのころの風向きと東路軍船の航行能力に関係していたと思われる。



ジュデス台風進行図 (『松浦党研究』3号より)

七月の末になり、玄界灘の風向は北西の風とかわる。現在も新暦の盆を境に風向きは変わる。東路軍は、この風向きを待って、やっと松浦へ出航でき、『張百戸碑文』によると、東路軍が鷹島海域に入ったのは弘安四年(二二八)七月二十七日(新暦八月二日)。この日の夜半嵐が吹きまくり軍船は混乱におちいったことが高麗の記録にある。加えて態勢の整わない東路軍に対して日本軍は夜戦をしかけた。

『張百戸碑文』に

「二十七日、軍移りて鷹島に至る。賊舟復た集う。君、艦を整え所部と日を以て夜を嗣ぎ、鏖戦して明に至る。賊舟初めて退く」と記す。

この夜戦も地の理を知り尽くした松浦党武士が行なつたものと考えてよい。

元軍、伊万里湾で台風に遭い全滅す

江南軍、東路軍合せて総勢十四万余人、四千四百余隻の伊万里湾での合流が終わり、元軍は閏七月一日を期して出発と定めた七月晦日、突如として大暴風が松浦一帯を襲い、元の兵船はこれに吹き込まれて大半が沈没し去つた。当時の記録によつてその経過をたどつてみると、

『八幡愚童記』には「七月晦日夜半より乾風おびただしく吹いて、閏七月朔日賊船ごとく漂蕩して海に沈みぬ」と。

右の記録からこの暴風雨は乾風(北西風)で、伊万里湾に停滞して閏七月一日の午前零時から同日の午後九時まで、二十一時間も吹き荒れたようだ。

元兵船は日本軍の奇襲を退けるため、停泊中は数十隻がお互いをつなぎ合わせていたものと思われ、船は暴風



にもまれ衝突し合い傷つけ合い、しかも長時間であり、人力のほどこしようもなかったものと思われる。船は沈没あるいは大破し、投げ出された将兵は溺死するか近くの海岸へたどりつくよりほかなかったであろう。この大軍が一気に博多に突入していたなら防備に意を尽くし、必死の覚悟であった日本軍であっても、苦戦をしいられたにちがいがなかったであろう。まさに、この暴風雨は神風であった。

この暴風雨についてはさまざまな研究がされている。この地区のこの季節に乾風(北西風)をもたらず暴風は、まさしく台風で、この時と類似の台風は昭和十五年九月の第四〇二七号台風と昭和二十九年八月の第四九〇九号ジュディス台風とがある。特にジュディス台風は二十四時間九州西海上に停滞したのち、一気に東に去っている。弘安の台風はこれによく似た台風だったろうといわれている。

昭和六十二年八月三十日夜から三十一日未明にかけ大暴風雨になった台風第一二号も、これによく似ていた。県西北部沿岸では、農、水産業施設や人家に甚大な損害を与えた。玄海町内もかつてない大被害であった。

この台風に遭う直前、江南軍船の大半は鷹島の南西海面にあった。そのため暴風雨をじかに受ける結果となり、大半は沈没し去った。

これに反し、東路軍、わけて高麗軍船は平戸の東海岸の入江を中心に停泊していたようだ。被害を受けた船は江南軍ほどでなかったことを高麗の記録から知ることができる。

この元軍の被害について『八幡愚童訓』は

「残ル所ノ船トモハ、皆破損シテ磯ニ上リ、與ニタタヨイテ海ノ面ハ竿ヲ散スニコトナラス、死人多クカサナリテ、島ヲツクルニ相似タリ。身没シ魂孤望郷ノ鬼トナル。雲南ノ瀘水ニコトナラス。鷹島ニ打チアケラレタル異賊数千人。船ナクテ疲居タリシカ、破船ヲツクロヒテ、七、八艘ニ蒙古高麗人大略逃モトル」と記し、一方『新元史別伝』日本伝には、

「左副元師阿刺帖木兒以下溺死者算無し。流尸(浮いた死体)潮汐に従いて浦口に入り、積みみて邱陵の如し、漂流して死を免れし者数千人鷹島に至り、壊船を繕治して逃げ帰えらんと欲するも、皆日本人の殺す所となる。范文虎・李庭等の船亦壊る。庭、船板を抱き漂いて岸に至り上る。余衆以て高麗に由り逃げ還る」とある。

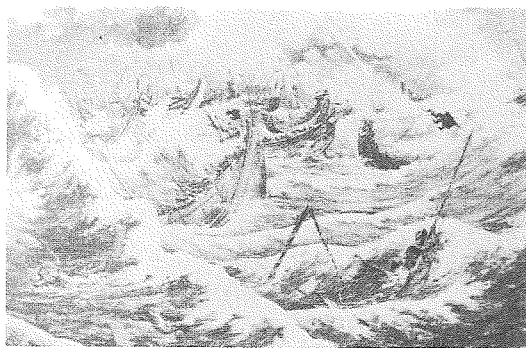
結局、この台風をのがれて帰国したのは江南軍では平戸に停泊していた張禧の率いる一万二千人と平戸に屯兵した四千人だけで、八万二千人は伊万里湾で沈没してしまった。これに対し東路軍の被害について『高麗史』は「東征軍九千九百六十名・梢工水手(カシ取り、船乗り)一万七千二百九十九名、其の生還者は一万九千二百九十七名」と記している。帰らざる者は七千九百五十二名、したがって高麗將兵・高麗人の七一%が生還している。

高麗軍と行を共にした東路軍の蒙古軍も高麗軍と同程度の被害だったと思われる。江南軍の被害が八二%、高麗軍の被害が二八%、この違いは東路軍の梢工水手に玄界灘の気象に熟知している者がいたためであつたろうと推測される。

日本軍、残敵を全滅す

元軍船の伊万里湾での壊滅の報は博多湾で待ち構えている日本軍にただちに知らされ、

五日払暁、関東の軍監合田五郎遠俊・安藤二郎重綱が馬で星賀浦に駆けつけたのに会い、次いで肥後の御家人詫間秀時・大矢野邦隆らの兵船が着いたのを記している。季長が予期していた船は着かず、鷹島へ渡る船に困った



元寇絵(油絵、本仏寺蔵)、台風にほんろうされる蒙古軍船

ありさまが述べられ、絵には鷹島へ急ぐ九州の諸將の船が描かれている。当時肥前国守護の少式景資の姿もあり、博多に集結していた全日本軍が大挙して伊万里湾周辺に向かったことがわかる。

この鷹島の残敵掃蕩戦について、星賀や鷹島にはいろいろの伝承が伝えられている。

肥前国守護少式景資はじめ多くの將兵は星賀浦に集結した。星賀には庄司ヶ浦と呼ぶ所があり、山上に庄司館があつたという。景資が將兵の着到を聞した所と伝えている。日本軍はここから陸続と日比水道を渡り、鷹島の神埼免伊之利ヶ浜に上陸、竜面山に本陣を構えた。この間、島内のいたるところで彼我の戦闘が展開し、戦意と数に優る日本軍は元の残敵を北部へ北部へと追いつめていった。

さきの文永の役の時、対馬への元軍の侵寇をいちはやく大宰府に知らせた対馬の兵衛次郎も伊之利ヶ丘で、また、対馬の小太郎は刀の元付近で討死にしたという。また、竜面山の激戦で壱岐の御家人石田五郎為治も戦死した。

松浦市星鹿に駆けつけた諸將は鷹島東ノ浜に渡り、番所山・三里・原・棟原・三代ノ浜と元軍を追い込み全滅戦を行なった。

海上においても逃げ遅れた元軍船を襲撃して徹底的な全滅戦を行なった。

全滅戦は三日間つづき、七日、鷹島の元軍の掃討は終わり、弘安の国難は去った。この元軍の最後について『八幡愚童訓』は「敵モ味方モ数ヲ知ラス討タレケル。千余人残りシカ、平ニ降を乞イケルカ、サノミイケテモ無益也トテ、中河端ニテ首ヲ



元寇記念之碑（長崎北松浦郡鷹島）

キル。始メハカウニ懸ケシカ、後ニハ打チ積ミテ置ク。降人共ノ中ニハ、少々生ケ捕リテアル由」と記している。降人は南宋人の一部を九州の守護達に配分したほかはことごとく鷹島の中川畔で斬られた。

元寇に活躍した松浦武士

文永・弘安の両役を通じて松浦地方は元軍の侵寇にさらされ、その被害は甚大であった。この役以後激しさを増した倭寇は、この元寇に対する復讐だったと説く人もあるほど。元寇に対し所領をおかされた松浦党武士の防衛戦が激烈であったことは各種の記録から知ることができ、断片的ながらも勇猛果敢な松浦党武士の活躍がうかがえる。

この両度の合戦に活躍した肥前国の武士の名を史料から拾って記すと、

- 波多太郎・相知比・神田糺・石志兼・同二郎・鴨打次郎・鶴田五郎
- 副・佐志房・同直・同留・同勇・草野経永・岡本長繁・同長照・同長滋・加茂永藤。（以上上松浦在住）
- 峯省・平戸答・宇久競・志佐繼・山代諧・同栄・鷹島満・同長
- 斑・島右衛門三郎・締・白魚九郎行寛・青方弥三郎家高・益田大夫道円・有田次郎深・大嶋又次郎通清（以上下松浦在住）
- などがいた。



日、元軍戦没者供養の墓碑群（肥前町星賀、経塚）

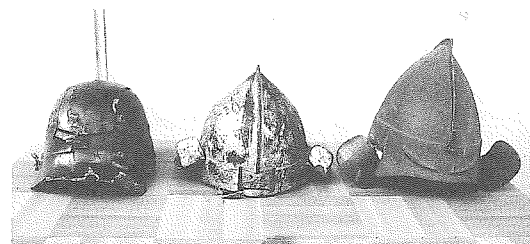
元寇再来に備え警固を継続

弘安の役は大勝利に終わったが、元の再襲来が予想されたため、幕府は九州の武士に対し嚴重な命令を出して防衛を図った。その命令には、「勝手に在地を留守にして上洛、遠行してはいけな

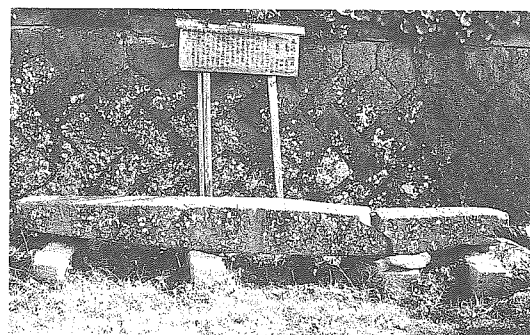
い。諸家預りとなっている捕虜の処置は未決定なので逃げぬようにせよ。異国船の出入りは禁止する。要害の修固・警固番役は従来通り勤仕せよ」というものであった。

従来九州の御家人たちは訴訟のたびに京・鎌倉に出府し、数カ月から一年あまりにも在所を留守にすることが多く、いったん緩急の場合間に合わぬ恐れがあったために出された禁足令であった。しかし、九州の御家人の上洛、鎌倉参府は止まらなかった。幕府は弘安九年(二二八六)七月十八日には九州の守護国人に対し、さらに出府禁止の下文を与え、鎮西に談義所を設け、九州の訴訟の事を尋ねさせていた。(『大友文書』『関東御教書』)

さらに、同年十二月三十日には異賊防衛について、鎮西一円の武士に対して守護の命に従って警固と防戦に当たることを命じ、異国防衛は強化され、九州御家人(宍岐・対馬を除く)の平均役として文永十二年以来勤仕すべき博多警固番役と、建治以来(一二七五)実施されていた博多石築地の修固役が継続され、弘安九年十二月三十



伝蒙古軍兜 (呼子町加部島田島神社蔵)



元軍船の碇石 (呼子町加部島田島神社蔵)

日付で御家人以外の「本所一円の輩」も守護の命に従い、警固役をせねばならなかった。

警固役は国ごとに季節が割り当てられ、肥前国は夏三カ月勤仕することになっていた。また、石築地役は姪ノ浜であったので、その修固の場所も同地区と思われる。

松浦地方の武士の博多警固番役、石築地修固役については『青方文書』に浦部島白魚九郎時高・青方太郎入道などの博多警固番役、石築地修固役覆勤状など約十数通が残っているが、そのほかの松浦諸家に関してはわずかに建治三年四月一日付の斑島右衛門三郎(締)の覆勤状が見られるだけである。他の諸家に比べて少ないのは、松浦諸家は自領の海岸防衛の特別事情が認められて、博多への勤仕が少なかったものと思われる。

つまり、松浦庄一円は異国要害の地として防衛がなされ、警固が幕府の命により行なわれていたと考えられ、松浦諸家はその任に当たったため、博多警固番役からはずされてきたものと考えられている。

また平安時代以後絶えていた烽の整備もなされた。『来島文書』の永仁二年(二二九四)三月六日付の修理亮(北条定宗)の大島又二郎あての文書などで知ることが出来、元寇再来に対する警護は続行されていた。

元、日本侵寇をやめず 弘安の役で大敗した元は、その後再侵寇の望みをすてなかったが弘安九年(二二八六)正

月、南中国一帯の内乱などを理由に征東行省をやめ、日本再遠征を一応断念したが、その後も機会があればと日本侵寇をうかがっていたようだ。『高麗史』忠烈王十九年(永仁元年「一二九三」)八月のくだりには「元の万戸洪波豆兎来りて造船を管し、宝銭庫副使瞻思丁軍根を管す。將に復日本を征せんとする也」とあり、元と日本の緊張が続いていることがわかる。しかし結局は、元の再侵寇はなく、三度目の国難は避けられたのだ。